

福岡県公報

平成二十九年三月二十四日
第三千八百七十八号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十五号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

二 老人ホームの表中

養護老人ホーム徳寿園	〃	徳力四一三三一一
特別養護老人ホームひびき荘	〃	若松区大字安屋三三二〇一三

を

養護老人ホーム徳寿園	〃	徳力四一三三一一
養護老人ホーム長寿園	〃	徳力四一三三一二
特別養護老人ホームひびき荘	〃	若松区大字安屋三三二〇一三

に、

介護付有料老人ホームクレアール	〃	町上津役東二一三一三
社会福祉法人北九州市戸畑民生事業協会養護老人ホーム長寿園	〃	戸畑区中原西二丁目二番二一號
特別養護老人ホーム戸畑大谷園	〃	西大谷一六二二二

を

介護付有料老人ホームクレアール	〃	町上津役東二一三一三
特別養護老人ホーム戸畑大谷園	〃	戸畑区西大谷一六二二二

に、

特別養護老人ホーム多田の里愛夢	〃	多田三〇九一一
特別養護老人ホーム第二いずみ苑	〃	庄司二〇三三四

を

特別養護老人ホーム多田の里愛夢	〃	多田三〇九一一
特別養護老人ホーム第二いずみ苑(ユニット)	〃	庄司二〇三三四

に改める。